

(独)国立公文書館の業務方法書の変更認可について

令和5年1月11日
国立公文書館

1. 業務方法書とは

業務方法書とは、独立行政法人通則法第28条に基づき、独立行政法人が、業務の適正を確保するための体制の整備や業務についての基本的事項を定めるものであり、作成や変更については、主務大臣の認可が必要とされている。

2. 趣旨

認証開始から約2年が経過し、当館の重要な業務として定着してきたことから、業務方法書に当該業務を明記したい。

3. アーキビストの認証業務について

令和2年度より、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を国立公文書館長が認証しており、令和4年度までに281名を認証している。

当館においては、アーキビストの認証に係る審査及び手続を実施するとともに、アーキビスト認証の拡充に向けた検討やアーキビスト認証に係る普及啓発活動等を行っているところ。

< 条文案 >

(アーキビストの認証)

第8条の2 館は、歴史公文書等の適切な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するため、アーキビストの認証業務を行う。